

問
10

管理職は36協定を結ばなくても時間外労働をすることがあるのですか？

管理監督者と機密の事務を取り扱う者には、1週40時間・1日8時間をはじめとする労働時間・休日に関する規定は適用されません（労基法第41条第2号）。

まず、管理監督者とは、監督若しくは管理の地位にある者、つまり一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者のことですが、名称にとらわれず、実態に即して判断されます。具体的な判断にあたっては、厚生労働省の解釈例規が参考にされています（昭22.9.13発基第17号、昭52.2.28基発第104号の2、昭63.3.14基発第150号）。

次に、機密の事務を取り扱う者とは、秘書その他職務が経営者または監督管理者の活動と一体不可分であって、入社退社等についての厳格な制限を受けない者のことです（昭22.9.13発基第17号）。

管理監督者と機密の事務を取り扱う者の範囲は、労働協約のできるだけ狭く限定しましょう。一般職の非現業地方公務員であっても、人事委員会や首長と十分に交渉・協議し、合意の上で定めさせるようにしましょう。

なお、ここでいう管理監督者等は、労働組合法にいう使用者の利益を代表する者（労組法第2条第1号）や地方公務員法にいう管理職員等（地公法第52条第3項）として、労働組合や非管理職の職員団体に加入できないものとは、必ずしも一致しません。